

公告 第607号

## 組合規程の一部変更について

平成29年2月27日付SCSK健発第830号をもって、以下の規程を一部変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、別添、新旧対照表のとおり公告する。

平成29年3月3日

SCSK健康保険組合  
理事長 古森 明

- 一部変更する規程(新旧対照表)  
各種健康診査等補助金支給規程

以上

新旧条文対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">各種健康診査等<u>実施</u>規程</p> <p>(補助金の支給限度額および回数)</p> <p>第4条 補助金の額は健康診査等の種類毎に次に定める自己負担を除いた額とし、それぞれの受診者1人あたり一年度(4月から翌年3月)につき1回を限度として支給するものとする。</p> <p>ただしオプション検査及び乳がん検査はそれぞれいずれか1つとし、重複して支給しない。</p> <p>(1) 特定健診 自己負担0円</p> <p>(2) 人間ドック 自己負担0円</p> <p>(3) 婦人科検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子宮がん検査 自己負担0円</li> <li>・乳がん検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンモグラフィ 自己負担0円</li> <li>・乳腺エコー 自己負担0円</li> </ul> </li> </ul> <p>(4) オプション検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脳MR 自己負担 <u>20,000円</u></li> <li>・胸部CT 自己負担 5,000円</li> <li>・心血管 自己負担 5,000円</li> </ul> <p style="text-align: center;">「略」</p> <p>(一時立替)</p>	<p style="text-align: center;">各種健康診査等補助金支給規程</p> <p>(補助金の支給限度額および回数)</p> <p>第4条 補助金の額は健康診査等の種類毎に次に定める自己負担を除いた額とし、それぞれの受診者1人あたり一年度(4月から翌年3月)につき1回を限度として支給するものとする。</p> <p>ただしオプション検査及び乳がん検査はそれぞれいずれか1つとし、重複して支給しない。</p> <p>(1) 特定健診 自己負担0円</p> <p>(2) 人間ドック 自己負担0円</p> <p>(3) 婦人科検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子宮がん検査 自己負担0円</li> <li>・乳がん検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンモグラフィ 自己負担0円</li> <li>・乳腺エコー 自己負担0円</li> </ul> </li> </ul> <p>(4) オプション検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脳MR 自己負担10,000円</li> <li>・胸部CT 自己負担 5,000円</li> <li>・心血管 自己負担 5,000円</li> </ul> <p style="text-align: center;">「略」</p> <p>(一時立替)</p>

<p>第7条 第6条の他、次に定める事由により委託業者の契約医療機関以外での受診を被保険者、被扶養者が希望した場合は、事前に常務理事の承認を受けた上で被保険者、被扶養者が一時的に実費を立て替えて第3条に定める健康診査等を受診できるものとする。その場合は別に定める申請書に所定事項を記入し支払領収証および受診結果票を添付の上、組合に提出することにより次に定める上限金額の範囲内にて補助金を支給するものとする。</p> <p>(1) 事由は以下のいずれかによる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最寄りの契約医療機関まで2時間30分以上かかる場合</li> <li>・掛かり付け医があり、現在治療中である場合</li> <li>・その他常務理事が妥当と認める場合</li> </ul> <p>(2) 健診等の範囲、補助金の上限金額は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診 (7, 020円)</li> <li>・人間ドック (40, 000円)</li> <li>・婦人科検査 (10, 000円)</li> </ul> <p>※いずれか片方の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子宮がん検査 (4, 000円)、 乳がん検査 (6, 000円)</li> <li>・オプション検査 (心血管を除く) (胸部CT : <u>7, 000円</u>) (脳MR : <u>10, 000円</u>)</li> </ul>	<p>第7条 第6条の他、次に定める事由により委託業者の契約医療機関以外での受診を被保険者、被扶養者が希望した場合は、事前に常務理事の承認を受けた上で被保険者、被扶養者が一時的に実費を立て替えて第3条に定める健康診査等を受診できるものとする。その場合は別に定める申請書に所定事項を記入し支払領収証および受診結果票を添付の上、組合に提出することにより次に定める上限金額の範囲内にて補助金を支給するものとする。</p> <p>(1) 事由は以下のいずれかによる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最寄りの契約医療機関まで2時間30分以上かかる場合</li> <li>・掛かり付け医があり、現在治療中である場合</li> <li>・その他常務理事が妥当と認める場合</li> </ul> <p>(2) 健診等の範囲、補助金の上限金額は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診 (7, 020円)</li> <li>・人間ドック (40, 000円)</li> <li>・婦人科検査 (10, 000円)</li> </ul> <p>※いずれか片方の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子宮がん検査 (4, 000円)、 乳がん検査 (6, 000円)</li> <li>・オプション検査 (心血管を除く) (胸部CT : 25, 000円) (脳MR : 40, 000円)</li> </ul>
--	---

<p style="text-align: center;">「略」</p> <p>附則 この規程の改正は平成29年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">「略」</p>
---	--